

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）は、石綿による健康被害を受けた者のうち、労災補償の対象とならない者の迅速な救済を目的とし、同法に基づき、労災補償の対象とならない周辺住民などに対して救済給付が支給されるとともに、労災保険の遺族補償給付を受ける権利を時効（5年）によって失った者に対して特別遺族給付金が支給されてきたところである。

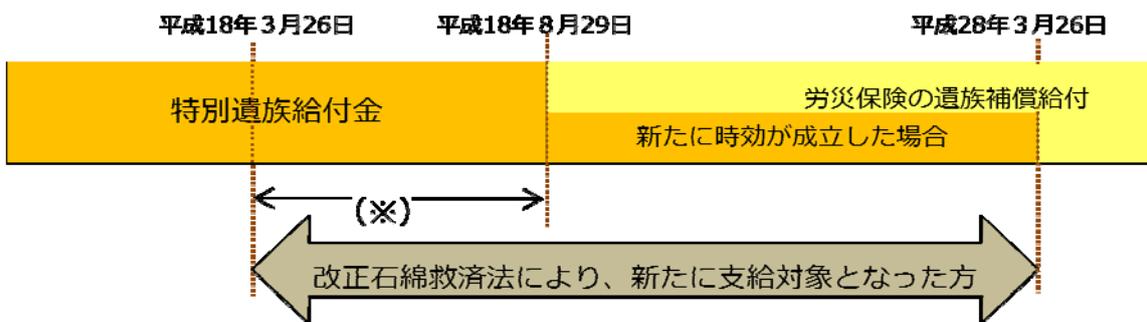
一方、特別遺族給付金等の請求期限等が迫るなか、石綿による健康被害を受けた者に対し、労災保険制度と併せて、引き続き、隙間のない救済を図るため、特別遺族給付金及び特別遺族弔慰金等の請求期限の延長並びに特別遺族給付金の支給対象の拡大などを内容とする同法改正法案が成立し、平成23年8月30日に公布・施行された（平成23年法律第104号）。

2. 改正の内容

(1) 支給対象の拡大

石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより平成28年3月26日までに死亡した労働者等の遺族であって、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効（5年）によって消滅した者に対して支給する。

（改正前：平成18年3月26日までに死亡した労働者等の遺族）



※ 平成18年3月27日から同年8月29日までに死亡した者に係る特別遺族年金については、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した日の属する月の翌月分から支給。

(2) 請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を10年延長し、平成34年3月27日までとする。

（改正前：平成24年3月27日まで）

※1 特別遺族弔慰金等（環境省所管）の請求期限も同様に10年延長。

※2 改正法施行後5年以内の見直し規定あり。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「施行日」という。）の下に「から十年を経過する日（以下「十年経過日」という。）」を加える。

第二十二條第二項中「六年」を「十六年」に、「五年」を「十五年」に改める。

第五十九條第五項中「六年」を「十六年」に改める。

第六十條第一項第三号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日までの間において」の下に「死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四百号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において」を加える。

第六十二條第一号中「改正法」を「平成二十年改正法」に改め、「経過した日において」の下に「死亡

労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあっては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあってはその死亡の時から五年を経過した日において」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十八年三月二十七日からこの法律の施行の日の前日の五年前の日までに死亡したこの法律による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項の死亡労働者等に係る新法第五十九条第二項の特別遺族給付金の支給の請求に関する新法第六十四条第二項の規定の適用については、同項中「支給の請求をした日の属する月」とあるのは、「死亡労働者等の死亡の時から五年を経過した日の属する月」とする。

(見直し)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四百号） 新旧対照表
 ○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(定義等) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から十年を経過する日（以下「十年経過日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。</p>	<p>(定義等) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「死亡労働者等」とは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三条に規定する労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に係る労働保険の保険関係が成立している事業（以下「労災保険の保険関係が成立している事業」という。）に使用される労働者又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第三十四条第一項第一号、第三十五条第一項第三号若しくは第三十六条第一項第一号の規定により労災保険の保険関係が成立している事業に使用される労働者とみなされる者であつて、石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、これにより死亡したもの（昭和二十二年九月一日以降に当該指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病にかかり、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに死亡した者に限る。）をいう。</p>

3 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二條 (略)

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から十六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から十五年を経過したときは、することができない。

(特別遺族給付金)

第五十九條

1 5 4 (略)

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から十六年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、十六年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十條 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者

3 (略)

(特別遺族弔慰金等に係る認定等)

第二十二條 (略)

2 前項の特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行前死亡者の遺族にあつては施行日から六年、未申請死亡者の遺族にあつては当該未申請死亡者の死亡の時から五年を経過したときは、することができない。

(特別遺族給付金)

第五十九條

1 5 4 (略)

5 特別遺族年金又は特別遺族一時金の支給の請求は、施行日から六年を経過したとき(第六十一条第一項後段の規定により支給する特別遺族年金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する先順位の遺族の権利が消滅した時から、第六十二条第二号の規定により支給する特別遺族一時金にあつては特別遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した時から、六年を経過したとき)は、することができない。

(特別遺族年金の受給者の範囲等)

第六十條 特別遺族年金を受けることができる遺族は、死亡労働者

等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「平成二十年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の前日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、死亡労働者等が施行日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四百号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から平成二十三年改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の前日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

等の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一・二 (略)

三 死亡労働者等が施行日の前日の五年前の日（以下「特定日」という。）以前に死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から施行日までの間において、死亡労働者等が特定日の翌日から石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十七号。以下「改正法」という。）の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から改正法の施行の日までの間において、死亡労働者等が改正法の施行の日の前日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日までの間において、次のイからホまでのいずれにも該当しないこと。

イホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合であつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から平成二十年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては平成二十年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十年改正法の施行の日の前日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、死亡労働者等が施行日から平成二十三年改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては平成二十三年改正法の施行の日において、死亡労働者等が平成二十三年改正法の施行の日の五年前の日から十年経過日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)

イホ (略)

2・3 (略)

(特別遺族一時金)

第六十二条 特別遺族一時金は、次の場合に支給する。

一 死亡労働者等が特定日以前に死亡した者である場合にあつては施行日において、死亡労働者等が特定日の翌日から改正法の施行の日の前日の五年前の日までに死亡した者である場合にあつては改正法の施行の日において、死亡労働者等が改正法の施行の日の五年前の日から施行日の前日までに死亡した者である場合にあつてはその死亡の時から五年を経過した日において、特別遺族年金を受けることができる遺族がないとき。

二 (略)